

# 請願・陳情參考資料

平成27年2月13日

商工労働部

陳 情 (新規)

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
27年 - 4 (H27. 1. 30)	商 工 労 働	<p>生活必需品への軽減税率適用及び最低賃金の引き上げを求める意見書(最低賃金関係)の提出について</p> <p>足羽 佑太 (倉吉市新田129)</p>	<p>【最低賃金制度について】 ○最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。</p> <p>〔最低賃金の決定〕 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議される。「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払い能力」の3要素を考慮して決定。なお、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局長が置かれ、この審議を経て都道府県労働局長が決定。</p> <p>〔現在の最低賃金(時間額)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県 677円 (H26.10.8~)</li> <li>・最高 888円 (東京都)</li> <li>・最低 677円 (鳥取県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県)</li> <li>・平均 780円</li> </ul>